社会福祉法人朝来市社会福祉協議会
あさごふれ愛の郷あおぞら多機能型事業所
（指定生活介護事業・指定就労継続支援B型事業・指定就労移行支援事業）運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人朝来市社会福祉協議会が設置するあさごふれ愛の郷あおぞら（以下「事業所」という。）において実施する指定生活介護事業及び指定就労継続支援B型事業並びに指定就労移行支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営方針）

第２条　事業所は、指定生活介護の実施に当たって利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

２　事業所は、指定就労継続支援Ｂ型の実施に当たって利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

３　事業所は、指定就労移行支援の実施に当たって利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して一定の期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

４　事業の実施に当っては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町、他の指定障害福祉サービス事業者、保健医療サービス又はその他福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　前４項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第58号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

６　事業所は、その運営において、暴力団等の反社会的勢力の支配を受けてはならない。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　あさごふれ愛の郷あおぞら

（２）所在地　兵庫県朝来市新井１番地１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者１名（兼務）

管理者は、従業者の管理、事業所の利用申込に係る調整、業務の実　施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法及び基準等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対して遵守させるための必要な指揮命令を行う。

（２）サービス管理責任者　２名

サービス管理責任者は、個々の利用について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価を行い、サービス内容と実施の手順に関する管理を行う。

２　事業所における前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）指定生活介護

①看護職員１名

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

②生活支援員３名以上

生活支援員は、利用者に対して日常生活上の食事や排せつの介助、及び軽作業など生産活動の実施、社会活動の支援を行う。

（２）指定就労継続支援Ｂ型

①職業指導員３名以上

職業指導員は、利用者に対して日常生活上の食事や排せつの介助、及び軽作業など生産活動の実施、社会活動の支援を行う。

②生活支援員３名以上（但し、１名は指定就労移行支援事業と兼務）

事業の提供に当たり、利用者の日常生活上必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（３）指定就労移行支援

①職業指導員１名以上

職業指導員は、生産活動の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。

②生活支援員１名以上（但し、１名は指定就労継続支援Ｂ型事業と兼務）

生活支援員は、利用者に対して日常生活上の食事や排せつの介助、及び軽作業など生産活動の実施、社会活動の支援を行う。

③就労支援員１名以上

就労支援員は、一般就労、障がい者就労に向けての移行が円滑に進められるように関係機関と連携調整を図り支援を行う。

３　前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超える職員を置くことができる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次に掲げるとおりとする。

（１）指定生活介護、指定就労継続支援Ｂ型及び指定就労移行支援

①営業日　　月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12 月 29 日から１月３日までを除く。

②営業時間　午前９時から午後４時までとする。

（利用定員）

第６条　事業所の利用定員は次のとおりとする。

指定生活介護　　１５名

指定就労継続支援Ｂ型　４５名

指定就労移行支援　　６名

（主たる対象者）

第７条　事業所において事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）指定生活介護

①身体障害者（主たる対象者を肢体不自由・視覚障害・内部障害に特定する。18 歳未満の者を除く）

②知的障害者

③精神障害者

（２）指定就労継続支援Ｂ型

①身体障害者（主たる対象者を肢体不自由に特定する。）

②知的障害者

③精神障害者

④医師の診断結果により受給者証を交付された方

（３）指定就労移行支援

①身体障害者（主たる対象者を肢体不自由に特定する。）

②知的障害者

③精神障害者

④医師の診断結果により受給者証を交付された方

（事業の内容）

第８条　指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

（１）個別支援計画の作成

（２）食事の介助

（３）身体等の介護

（４）生産活動（軽作業他）

（５）創作的活動（絵画・音楽・工作他）

（６）社会参加活動

（７）身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
（８）生活相談
（９）健康管理
(10) 送迎サービス
(11) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
（２）から(10)に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

２　指定就労継続支援Ｂ型の内容は、次のとおりとする。
（１）個別支援計画の作成
（２）食事の見守り
（３）身体等の介護
（４）就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
（５）就労の機会の提供及び生産活動(施設外就労、菓子製造販売・切干大根の生産販売・農作業他)
（６）実習先企業等の紹介
（７）求職活動支援
（８）生活相談
（９）健康管理
(10) 送迎サービス
(11) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
（２）から（10）に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

３　指定就労移行支援の内容は、次のとおりとする。
（１）個別支援計画の作成
（２）就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
（３）就労の機会の提供及び生産活動(施設外就労、菓子製造販売・切干大根の生産販売・農作業他)
（４）実習先企業等の紹介
（５）求職活動支援
（６）職場定着支援
（７）生活相談
（８）健康管理
（９）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
（２）から（８）に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)
第９条　事業を提供した際は、利用者から当該指定事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
２　法定代理受領を行わない事業を提供した際には、利用者から法第29条第3項の規定によ

り算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

３　次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

（１）食事の提供に要する費用

（２）創作的活動に係る材料費

（３）日用品費

（４）その他、事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの実費相当額とする。

４　第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（利用者負担額に係る管理）

第10条　事業所は利用者が同一月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該事業の状況を確認の上、利用者負担額等の合計を市町に報告するとともに、利用者に通知しなければならない。

（通常事業の実施地域）

第 11 条　通常事業の実施地域は、次のとおりとする。

（１）指定生活介護

朝来市、養父市の全域とする。

２　通常事業の実施地域は、次のとおりとする。

（１）指定就労継続支援Ｂ型

朝来市、養父市の全域とする。

３　通常事業の実施地域は、次のとおりとする。

（１）指定就労移行支援

朝来市、養父市の全域とする。

（利用に当たっての留意事項）

第12条　施設利用に当たって、施設及び設備は、公共のものとして十分注意し取り扱うこと。

２　宗教、政治など個人の思想を他の利用者に強要してはいけない。

（緊急時等における対応）

第13条　事業の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族等に

連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
３　利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする（法人加入の損害保険範囲内で対応する）。

（非常災害対策）
第14条　非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。
２　事業所は、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待防止のための措置）
第15条　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、委員会を設置し従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

（身体拘束の禁止）
第16条　施設は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
２　施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するとともに、委員会を設置し必要な研修や情報共有を行う。

（苦情解決）
第17条　事業所は、その提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。
２　事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（個人情報の保護）
第 18 条　事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
２　職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
４　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条　事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修

（２）継続研修

２　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人朝来市社会福祉協議会理事会に諮り法人の会長が別に定めるものとする。

附則

（施行期日）

１　この規程は、令和３年１月１日から施行する。

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。